



監 査 報 告 書

令和5年5月15日

学校法人 宝塚大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 宝塚大学

監事 后 村 勝 雄 

監事 水 山 祐 裕 

私たち学校法人宝塚大学の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人宝塚大学寄附行為第16条に基づき、学校法人宝塚大学の令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し、計算書類につき検討を加えました。

監査の結果、学校法人宝塚大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上